

平成26年12月15日

第30回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第30回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成26年12月15日(月) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分・除外・編
入）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可諮問決定について

議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可諮問決定について

議案第 6 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	6 番 委員	7 番 委員
8 番 委員	9 番 委員	10 番 委員
11 番 委員	12 番 委員	13 番 委員
14 番 委員	15 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	22 番 委員	23 番 委員
24 番 委員	25 番 委員	26 番 委員
27 番 委員	28 番 委員	29 番 委員
30 番 委員	31 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

なし

1 活動休止委員

15 番委員 21 番委員

1 遅刻委員

9 番委員

1 早退委員

2 番委員

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

主幹兼振興係長

農地担当主幹

振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第30回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「31番委員」と「32番委員」を指名いたします。</p> <p>早速議題に入ります。</p> <p>「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、説明します。
議長	<p>議案書の1ページになります。</p> <p>(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。以上報告を終わります。</p> <p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次は、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	2ページになります。
議長	<p>今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案7件です。</p> <p>(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>番号2から7については、お目通しください。</p> <p>今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p> <p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。</p>

委員
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から28番についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から28番についての説明をいたします。

議案書の4ページから13ページになります。

今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について利用権設定分は、1議案28件です。内訳は、新規の利用権設定が25件、再設定が3件、合計の面積は62,851㎡となっています。

全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、14番 上西園委員の退席を求めます。

(14番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(14番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から7番について、ご審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

4・5・6番については、31番委員にお願いします。

31番委員

はい。

番号4, 5, 6につきましては、私と29番委員とで調査をいたしました。

貸人, 借人, 土地の所在地, 地目, 面積, 貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、昨年、県外より転入し、8か月間ほど農業研修を行い、今回、初めて利用権の設定をします。

オクラ30a, スナップエンドウ30aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約400万円を目指しています。

農機具等については、現在は動力噴霧機を1台所有しています。ほかの必要分は、友人等から借用するとのこと。労力については、妻の協力を得て、2人で力を合わせて経営していきたいとのこと。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。以上です。

議長

7番については、32番委員にお願いします。

32番委員

はい。

番号7につきましては、私と14番委員とで調査をいたしました。

貸人, 借人, 土地の所在地, 地目, 面積, 貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、これまでも、農業を行ってききましたが、今回、おじの畑を利用権設定することで初めて、3反を超えます。

レタス25a, キャベツ50a, アボカド10aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約320万円を目指しています。

農機具等については、必要分は所有しており、労力については、友人等の協力を得ながら、経営していくとのこと。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付しています。以上です。

議長

ただいまの、説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の8番から27番について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。
議長 議案第1号のうち、利用権設定分の8番から27番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の8番から27番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の28番について、ご審議願います。
これにつきましては、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。
(19番委員の退席を確認する。)
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。
議長 議案第1号のうち、利用権設定分の28番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の28番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(14番委員の復席を確認する。)

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。
これにつきましては、小委員会にて調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

26番委員 はい、議長。
議長 はい、26番委員。
小委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について
11月4日の転用調査時に、9番、15番、26番の委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から3番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番と2番は売買、3番は贈与による申請でございます。

3番の贈与は義兄への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから11ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号について、ご審議願ひます。

ご質疑、ご意見等はございませぬか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませぬか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外）の申出の意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会にて調査にあたっておりますので、現地調査報告を求めます。

26番委員

はい、議長。

議長

はい、26番委員。

小委員長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（除外・用途変更）申出の意見決定について

これにつきましても、12月4日の転用調査時に、同メンバーにて現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

説明番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。用途変更になります。

資料の12ページをお開きください。

申請地は池田小学校から、南東へ880m行った農用地区域の外周部に位置しており、東、西、北は畑、南は道路に接しています。

用途変更後の転用目的は農業用倉庫です。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、農用地区域内農地で不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。

周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、用途変更はやむを得ないものと判断いたします。

次に除外の説明番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。除外になります。

資料の13ページをお開きください。

申請地は下門地区農村組合管理施設から、北へ219m行った農用地区域の外周部に位置しており、東は雑種地、西は畑、南と北は水路に接しています。

除外後の転用目的は太陽光発電施設です。農用地の除外がされた場合の農地区分は第1種農地の不許可の例外である隣接地一体事業に該当いたします。

申請人は、現在、養豚業を営んでおります。隣接地（雑種地等）に太陽光発電施設を設置する意向であるが、設置可能面積が不足することから、隣接地一体事業として3分の1の範囲内で申請地への太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は畜舎跡であり、周囲の農地に与える影響は軽微なものと判断いたします。利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、除外はやむを得ないものと判断いたします。

次に説明番号2番ですが、申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。除外になります。

資料の14ページをお開きください。

申請地は北指宿中学校から、西へ153m行った農用地区域の外周部に位置しており、東は宅地、西と南は水路、北は畑に接しています。

除外後の転用目的は資材置場と駐車場です。農用地の除外がされた場合の農地区分は第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

現在、資材置場として賃借利用している土地について、貸人から返却を求められていることから、申請地の所有者である親戚から、申請地東側に

隣接する住宅も含め、譲渡を打診され資材置場と駐車場として利用したいとのことです。

周辺は宅地化しており、周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられます。利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、除外はやむを得ないものと判断いたします。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号 用途区分変更・除外の申し出について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号 用途区分変更・除外の申し出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の用途区分変更・除外の申し出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

26番委員

はい、議長。

議長

はい、26番委員。

小委員長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、共同住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の15ページをお開きください。

申請地は、指宿図書館から北へ382m行った所の農地で、東は畑、西は道路、南は里道、北は宅地に接しています。

申請地は、県道240号線沿いに位置し、近隣にはスーパー等の商業施

設、病院、学校等が整っており、立地的に住宅需要が十分に見込まれる環境にあることから、選定したとのこと。2階建てで8世帯分の共同住宅と、入居者用の駐車場14台分を建築するものです。

また、隣接する宅地(99.17 m²)を一体利用し、所要面積は730.17 m²となります。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。

東側に農地がありますが、緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」のうち、1番から4番を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

26番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、26番委員。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3

戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、開聞児童館から南へ351m行った所の農地で、東と南は道路、西と北は畑に接しています。

申請人は、現在借家住まいの為、今回、申請地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。また、一般住宅のおおむね500㎡未満を越えています。敷地内に約90cmの幅で防風垣があるため、有効面積は530㎡になります。

土地の形状については、盛土を0.5mし、境界ブロックについては設置予定です。西側と北側に、畑がありますが営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、道下上公民館から西へ214m行った所の農地で、東、西、北は畑、南は道路に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を父より使用貸借のうえ、住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。

隣接農地から、2m以上離し、日照及び通風等には十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅と車庫です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、道下東公民館から南東へ660m行った所の農地で、東と北は畑、西は里道、南は市道に接しています。

申請人は、父より申請地を使用貸借のうえ、一般住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。東と北側に畑がありますが、不耕作地となっているため、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の19ページになります。

申請地は、北指宿中学校から南へ25m行った所の農地で、東と南は宅地、西は畑、北は道路に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を購入し一般住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。西側に畑がありますが、譲渡人所有の畑であることから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第5号のうち、1番から4番について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。
議案第5号のうち、1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号のうち、1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局
議長
事務局

次に、議案第5号のうち5番を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

はい、議長。
はい、事務局。
番号5番についてご説明申し上げます。

これについては、転用目的が曖昧であったことから、第29回指宿市農業委員会その他で委員の皆様にご協議していただき、本日、現地調査をした

うえで、判断するとのことでしたので、事務局の方からご説明申し上げます。

申請者、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。転用目的は貸駐車場です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地で、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、指宿市役所から北へ576m行った所の農地で、東は道路、西、南、北は畑に接しています。

申請人は、貸駐車場として肥後水産有限会社、なのはな不動産、株式会社コーアガス日本指宿サービスショップ、有限会社カナンガスシステム、エディオンの5法人へ駐車場として貸し出すとのことです。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号のうち5番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号のうち5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号のうち、5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

20ページから23ページをお開きください。

今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡は12件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図、地積図につきましては、資料の21ページから24ページに載せてあります。

番号2から12番につきましては、お目通しください。

なお、見取り図及び地積図につきましては、資料の25ページから56ページに載せてありますので、ご参照ください。

次に農用地あっせん申し出のうち、借受をご説明いたします。
 24ページをお開きください。件数は3件です。
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
 番号2, 3につきましては、お目通しください。
 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
 すみません。24ページの番号2, 条件の所で新西方地区が重複しておりますので、最後の新西方地区を消してください。よろしくお願いいたします。
 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
 ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長
 委員
 議長
 事務局
 議長
 事務局

「なし」の声あり。
 ないようですので、このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いいたします。

はい、議長。
 はい、事務局。
 売渡、貸付の
 番号1は 9番と14番委員。 番号2は 1番と32番委員。
 番号3は23番と29番委員。 番号4は16番と29番委員。
 番号5は23番と18番委員。 番号6は 8番と11番委員。
 番号7は 8番と11番委員。 番号8は 8番と11番委員。
 番号9は28番と25番委員。 番号10は28番と25番委員。
 番号11は 3番と13番委員。 番号12は30番と 6番委員。

買受、借受の、
 番号1は29番と 1番委員。 番号2は 9番と14番委員。
 番号3は12番と13番委員。

議長
 13番委員
 議長
 13番委員
 議長
 13番委員
 議長

ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。
 はい、議長。
 はい、13番委員。
 11番ですね、これは前、全部やったんですけど、どうも私の力不足で、買い手が見当たらないものですから、ほかの人に変更してもらえませんか。前回はやってみたんですけど。
 2年以上前ということですね。
 ずっと、それからもやっているんですけども、なかなか買い手が見当たらずに、場所的に大変な所なんです。
 ここは、畑かんをしていない所ですね。

1 3 番委員	畑かんはしていないし、踏切りがあつて、踏切りを渡るのに、車を入れられない所です。
議長	また精一杯、努力をしてみてください。 再度上がってきましたので、すみませんが。 3 番委員さん、よろしく願いいたします。 それでは、ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	議案第 6 号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は事務局案のとおり決定いたします。 これをもちまして、全て議案は終了いたしました。ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	その他 (議案 2 5 ページを参照して説明)
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時使用届出について 2. 1 2 月の行事報告 3. 1 月の行事予定 4. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・いぶすき産業まつりの報告について 4 件の農地相談があり。3 件はあつせんの借受けについての相談。 1 件は新規就農についての相談でした。 ・活動日誌の提出について 毎月、議案書配布時に配布し、記入したものを定例総会の時に提出。 平成 2 7 年 1 月から実施します。 ・就農状況調査について 農政課からのお願いです。青年就農給付金交付事業の就農状況調査については、年 2 回実態調査をするようになっています。2 回目のお願いがきております。班長から、都合がいい日についての連絡がくると思いますので、よろしく願いいたします。 ・農業委員会だよりの農用地あつせん情報について 委員会で承認になったのは、全部載せていたのですが、決まったもの、あるいは、決まりそうなものは、省いて載せたいと思います。

2月1日発行分からとします。

市民の方から、農業委員会だよりを見られて、自分の買いたい地域を
あっせんに出しているのに、なんで、事前に報告をしてくれないのだろ
うかとの苦情が寄せられたもので、担当地区の農業委員の方は、買いた
いという方の該当の申請地区がありましたら、まずは、その方に、連絡
して欲しいと思います。以上です。よろしく願いいたします。

4番委員
議長
4番委員
事務局
議長
事務局
委員
事務局
8番委員
議長
8番委員
議長
26番委員
議長
26番委員
議長
3番委員
議長
3番委員

はい、いいですか。

はい、4番委員。

あっせんに関しては、優先順位というのがあるので、優先順位を踏まえ
た形で、あっせん申し出が出ている人に言うのが、あたり前ですよ。
そこまでいかなかった訳でしょ、今回の場合は。
最優先者は、まず耕作者で、次が隣の人、それから、あっせん申し出を
出している人に行く訳でしょ。

はい、議長。

はい、事務局。

それぞれの内容までは、事務局は把握出来ませんので、これからは、時
務局としては、担当地区の農業委員さんに連絡してくださいということに
したいですが、それでよろしいでしょうか。

(各委員了承あり。)

これからは、そのようにいたしますので、よろしく願いします。

はい、議長。

はい、8番委員。

この件で、3年以上経っても、言う人がおりますので、更新をするよう
に周知をしていただきたいと思います。

2年という文言は、下の方に載っています。

はい、いいですか。

はい、26番委員。

青年就農給付金の関係で45番は、住所は指宿だけど、浜児ヶ水の方で
農業をしていますので、私の方でしたいと思いますが。

青年就農給付金の45番の内山さんは、31委員になっておりますが、
26番委員ということで、お願いします。

ほかにございませんか。

はい、よろしいでしょうか。

はい、3番委員。

この青年就農給付金の10番の、鎌田さんという方ですが、株式会社カ
マタ農園の代表をされている方と同じ名前ですが、この方も青年就農給付

金を貰われているのでしょうか。

議長 この方は、もうはずれましたので、今、貰っておりません。

事務局長 この青年就農給付金は、所得が250万円を越えたら、卒業ということで、Kさんは卒業されました。補助金の交付に関しては、追跡調査というのがありますので、受給が済んでからも3年程度は、確認をするということになっておりますので、このようになっております。

議長 ほかにございませんか。

14番委員 はい、議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 この、青年就農給付金を受給されている方で、出納帳の記入がまだ出来ていない。「出納長をつけていますか。」「はい。」と言うので、農政課のすることだから、私もあまり突っ込まなかったのですが、我々の活動日誌もしかり、毎月というような定義をつけていないものだから、ついつい後でいいと、メモ程度で、そのメモも漏れたりして、期限にバタバタしてしまうので、毎日出納帳をつけなさいと指導しないと、給付金を貰う側からしても、出す側からしても、いざ調べますよと言った時に大変なので、今回の実施の時には、事前に出納帳も見ますから、作業日誌も見ますからと伝えて、それを基にして、聞き合わせをしないと、ただ口だけで、「しましたか。」「はい、しました。」ではいけないので、国民の大事な税金を払う訳ですから、そこら辺りをしないといけないなと思います。

議長 ほかにございませんか。

8番委員 はい、議長。

議長 はい、8番委員。

8番委員 私も、青年就農給付金の収入、支出は大事だと思いますので、給付金を貰っている人達の研修会をしてもらったら、いいと思います。

事務局長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局長 ただいまの、青年就農給付金の関係ですが、今日から鹿児島県に会計実施検査が入ります。国費の補助金を受けた所が、会計検査でチェックをされるということです。県内各地を回るんですけれど、指宿市は18日この上の会場で受検をします。それに備えて、皆様方にも日誌を出してしていただくなど、いろいろ準備してまいりました。

青年就農給付金に関しましては、今回初めて鹿児島県も対象となっております。県と農政課と相談しながらいろいろやっております。あらゆる補助金が対象になっておりますが、青年就農給付金も、県内各地で、今委員が言われるような会計の関係とか、活動の記録とか見られて指摘を受けて

議長

いくと思います。国の実施要綱に定めてある実績報告などを見せてくださいというのがありますが、今、農政課の方でチェックをしているところでございます。備えておかなければいけない分は、今後は、県内で統一されていくと思います。今出たような意見を伝えて、そういうものが出来たらお繋ぎしたいと思いますので、その時はよろしく願いいたします。

私の方から2、3、まず、今に関連して、まず、活動日誌をまだ数名出していらっしゃらない方はおられます。会検の指摘対象にもなってきますので、ぜひ、これは出していただきたいと思います。

もう一つは、12月3日に砂防会館の方で、全国農業者年金のセミナーというのがありまして、全国の状況等の説明がありまして、いろいろ意見交換する中で、年金の100パーセント達成は、なかなか厳しいのだが、是非帰って、皆さん方をお願いをして、頑張るようにお伝えください。と会の中で話が出た訳です。それで12月8日に、薩摩半島ブロックの推進部長の研修会がありました。その中で、いろいろ意識確認をしながら、お互いに頑張りましょうということで、11日には、大隈でもこういう会があったのですけれども、26番委員の方で事例発表をしております。

幸い指宿市は、大きい目標の所にしては、去年と今年100パーセントいきました。なかなか100パーセントいく所は、あまり無いのですけれども、まだまだ上がってきそうですので、来年も割当がきますけれども、取れる時に、一生懸命頑張って目標をクリアするように、お願いをしておきます。

日が前後しますけれども、12月4日に日比谷公会堂で、約1,000名、委員の選任制の問題で、非常に意見交換と言いますか、全国会議所を突き上げる意見が全国から出まして、特に東北系統は、こういうのは、絶対自分達は認めないという意味の強い発言等もありまして、非常に紛糾する場面がありました。いままでずっと行っていますが、こういう意見が出るのは初めてでしたけれども、それは当然なことで、全国の二田会長が、あの方は確か国会議員を6期くらい務めた方ですけれども、壇上に上がって、質問者とのすごいやりとりがありました。

全国会議所の方も、全国からそのような意見が出て来る事態を真摯にもっと受け止めて、こういう選任制に閣議決定された訳ですので、とにかく自分達の意見が反映される代表制が担保されるよう折衝しようじゃないか、というような話になった訳です。今、法案作りに取り掛かっていると、それに反映させるには、また1月になろうかと思いますが、そういう要請があろうかと思います。自分達が公選制に近い形をと強く言っておりますので、そういう形を法案の中に入れてもらって、筋を通してもらう形にし

ていきたいと思ひます。

昨日の選挙でああいう結果になりました。自分達としては、全中にしても、農業委員会制度にしても、やはり1人勝ちすると、向こうから強い意見を通されて、それを飲まされるという場面があるかと思ひますが、それじゃいけないということで、今後は全中さんとも、いろいろ県段階でも連絡を取りながら、東京に行って、言うべき事はちゃんと行って、出来るだけ自分達の意見が反映されるような形を取ってきたいと思ひますので、また、折々皆さん方から、いろいろな意見等をいただくなれば、そういう中央の場で、意見は申し上げたいと思ひます。

九州と東北から北海道が、今回の選任制に非常にいきどおりを持った意見が出たというのが、この前の代表者集会でした。以上報告をしておきます。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして、第30回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願ひます。

一同礼。

(閉会 午後3時42分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員31番委員

議事録署名委員32番委員

委員
議長

事務局

|

|

